

コロナに負けない！あつぎ中小企業応援交付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大により、経営への影響も大きくなる中、影響を最小限に抑えるため積極的な取り組みを行なっている事業者の皆様を支援するものです。

◆交付金の具体的な内容は？

1 新たなサービス開始への支援

上限：10万円

市内の事業者の皆様が、売り上げの減少など経営への影響を最小限に抑えるため、工夫を凝らしている事業などに要する経費の一部を支援するものです。

支援対象の例 令和2年3月から5月の間に事業を開始した場合が対象となります。

飲食店がお弁当などのデリバリーサービス等を新たに実施するために要した費用で、宣伝用ののぼり旗、チラシの作成、専用サイトへの登録料、お弁当の容器、割り箸、配達用の車両など

①対象者 市内で飲食店を営む事業者

複数の事業者が共同で行う事業も対象です。（申請は代表者で）また、共同事業の申請に加え、個々の店舗で要した経費についても申請できます。

②必要な書類 必要経費の一覧（領収書も可）、営業許可証写し、通帳の写し

2 キャッシュレスサービス導入への支援

上限：10万円

令和2年3月から5月の間にキャッシュレスサービスの導入経費及びランニングコストの一部を支援。

○支援対象の例

①キャッシュレス機器の導入（タブレット、カードリーダーなど）

②ランニングコスト（Wi-Fi接続料、クレジット決済等の手数料）機器導入後3か月分

①対象者 市内で飲食店や小売店を営む事業者

②必要な書類 必要経費の一覧（領収書も可）、営業許可証写し、通帳の写し

3 雇用奨励金

一律：10万円

新型コロナウイルス感染症拡大による事業継続を図るために、令和2年3月から5月の間に新規で常用の社員、臨時職員または復職した社員があった場合に雇用奨励金を交付します。

①対象 市内で事業を行なっている事業者。店舗ごとの雇用について支給するものではなく、事業者に対して支給するものです。なお、4月1日付の定期採用は対象外です。

②必要書類 事業活動を証する書類の写し、通帳の写し。採用辞令、雇用保険の写しなど雇用の実態のわかる書類。

問合せ
申込み

厚木商工会議所内「あつぎ中小企業応援交付金係」 平日9:00～17:30
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 専用ダイヤル **0120-970306**

コロナに負けない！あつぎ中小企業応援交付金 特定施設運営支援のお知らせ

新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、介護福祉施設や障がい者関連施設、保育園・幼稚園など高齢者やこどもの日常を支えるため、感染に対し最大限の注意を払い、施設運営を継続している事業者の皆様に支援を行うものです。

★支給額と支援内容

1

支給額

上限：10万円

2

対象経費

施設等の感染予防対策に要した経費の一部（令和2年3月～5月に要した経費が対象）

①物品

マスク、消毒液、ビニールシート、フェイスシールド、間仕切りなど

②機器類

空気清浄機、加湿器、換気扇など

③その他

出退勤管理システムの導入など

* 経費の対象となる物品等について不明な点等ありましたら、お問い合わせください。

3

必要書類

事業活動を証する書類の写し、領収書又は経費明細書等、通帳の写し。

4

申請方法

同封の申請書に記載の上、郵送でお申し込みください。申し込みに必要な書類を、ご確認の上、添付漏れがないようご注意願います。なお、複数の施設を運営している場合は、施設ごとの申請またはまとめた申請、どちらでもかまいません。

申
込
み
合
せ

厚木商工会議所内「あつぎ中小企業応援交付金係」 平日9:00～17:30
〒243-0017 厚木市栄町 1-16-15 専用ダイヤル **0120-970306**

* 家賃助成や雇用奨励金等も活用できる場合がありますので、別のチラシをご参照ください。